

令和 2 年第 11 回稲城市教育委員会定例会

1 令和 2 年 11 月 13 日、午後 1 時 30 分から、地域振興プラザ中小会議室において、令和 2 年第 11 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）

今泉 浩史

澁谷 香織

杉本 真紀子

吉田 伸幸

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 石田 昭男

教育指導担当部長 大川 優

教育総務課長 町田 義信

学務課長 中島 英

指導課長 高橋 達也

生涯学習課長 奥谷 庸子

学校給食課長 山本 有美

図書館課長 佐藤 由美子

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎

教育総務課教育総務係 中島 由美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第 1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第 2 会期の決定

(3) 日程第 3 教育行政報告

(4) 日程第 4 第 38 号議案

「令和 3 年度教育費予算要望書の提出について」

(5) 日程第 5 第 39 号議案

「稲城市立学校給食共同調理場設置に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について」

(6) 日程第 6 第 40 号議案

「令和 2 年度稲城市教育委員会施策の点検・評価（平成 31 年度事務事業）について」

(7) 日程第 7 報告事項

教 育 長 ただ今から、令和2年第11回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

教 育 長 それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

前例に従いまして教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は今泉委員にお願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
 2 寄附について
 3 令和2年10月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
 4 学校開放事業について
 5 新型コロナウイルス感染症関係

学務課長 1 令和2年10月分不登校による欠席児童・生徒数について
 2 稲城市立学校給食共同調理場第一調理場竣工式について
 3 令和2年度第3回東京都市学事・保健・給食担当課長会について
 4 令和2年度就学时健康診断について
 5 児童・生徒数、学級数（令和2年11月1日現在）について

指導課長 1 担当者事業について
 2 推進事業について
 3 研修事業について
 4 学校訪問事業について
 5 その他

6 教育センター関係について

生涯学習課長

- 1 社会教育委員関係について
- 2 社会教育活動の振興について
- 3 芸術文化活動の振興について
- 4 成人式関係について
- 5 文化財の保護と普及について
- 6 生涯学習推進事業について
- 7 学校施設コミュニティ開放事業について
- 8 公民館主催事業の実施状況について

学校給食課長

- 1 調理場視察について
- 2 新調理場視察について
- 3 新調理場視察について
- 4 令和2年度第3回東京都市学事・保健・給食担当課長会について
- 5 新調理場視察について
- 6 令和2年度学校給食安全・衛生管理研修会
- 7 公益財団法人学校給食会 令和2年度第4回理事会

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
- 3 分館主催行事について
- 4 資料展示について
- 5 城山体験学習館の主な事業について
- 6 地域との連携について
- 7 学校との連携
- 8 視察・取材

教 育 長

教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第38号議案「令和3年度教育費予算要望書の提出について」、日程第5 第39号議案「稲城市立学校給食共同調理場設置に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題といたします。

第38号議案は予算案件、第39号議案は議会提出案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。よって、第38号議案及び第39号議案は秘密会

といたします。

本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩致します。

(暫時休憩)

※関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第 38 号議案及び第 39 号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて第 38 号議案及び第 39 号議案の秘密会は終了)

(休憩)

※ 退出した職員が入室する。

教 育 長 再開いたします。

これより、第38号議案「令和3年度教育予算要望書の提出について」を採決いたします。

なお、第38号議案中、図書館課の新規事業については、予算金額の内容を精査し、必要に応じ説明を実施することを条件に、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。

よって、第38号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第39号議案「稲城市立学校給食共同調理場設置に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。

よって第39号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 第40号議案「令和2年度稲城市教育委員会施策の点検・評価について」を議題といたします。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の事務の管理及び執行の状況について

点検・評価を行い、その結果に関する報告書を市議会に提出するとともに公表する必要があるため、提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、令和2年度稲城市教育委員会施策の点検・評価（平成31年度事務事業）について取りまとめましたので、ご説明いたします。

報告書のほうをご覧くださいませでしょうか。

こちら1ページをご覧ください。

教育委員会施策点検・評価、1概要でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、教育委員会は毎年所管事務の管理、執行について点検・評価を行っております。稲城市教育委員会では外部の行政運営評価委員会の知見を活用し、点検・評価を行っております。

2、評価対象でございます。平成31年度に実施した事務の中から各課1事業を選定しております。

3、評価方法でございます。所管課が記入する各事業の点検・評価票を基に、教育委員会事務点検評価委員会及び行政運営評価委員会からコメントを頂き、教育委員会において総合評価をすることとなっております。

4、今後の進め方でございます。所管課は、教育委員会点検・評価委員会及び行政運営評価委員会の評価項目や教育委員会の総合評価を踏まえまして、今後の進め方を策定し、次年度の事業運営に活用いたします。

2ページをご覧ください。

こちらは平成31年度に実施した教育委員会施策点検・評価事業の一覧表でございます。6事業を選定しておりますが、31年度実施いたしました6事業のうち、教育委員会総合評価は全てB、現行の水準を維持し、着実に実施するのが適当としております。

3ページをご覧ください。

ここからは各事業の状況でございますが、内容につきましては、さきの教育委員会にてご説明させていただいておりますので、右下の行政運営評価委員会評価コメント及び今後の進め方について、ご説明させていただきます。

まず1、学校体育館個人開放事業でございます。教育委員会事務点検評価委員会コメントでございます。「市民が身近な小学校の体育館で気軽にスポーツができることは意義がある。今後も本事業の現行水準を維持し、継続していくためには管理指導員の増員を図ることが必要である。」でございます。

行政運営評価委員会のコメントでございます。「本事業が教育総務課に移管されたことでスポーツの推進だけではなく、地域と共にある学校づく

りを積極的に位置づけてほしい。本事業で事故がなかったことは指導員の成果につながる。一方で、事故発生防止に向けた対策は必要である。指導員の確保に向けては他の様々な団体と連携を図ることが望ましい。施設の有効利用に向けてアンケート等を通じて利用者の情報や満足度を把握し、成果に対するエビデンスをもち、状況を分析しながら事業を進める。他市の状況も踏まえ、受益者負担の観点から、利用料の見直しも検討してほしい。」でございます。教育委員会総合評価はBとしております。

今後の進め方といたしましては、利用者情報を的確に把握するとともに、管理指導員を適正に確保する。事故発生防止のため、管理指導員向けのマニュアルを作成する。利用料については、身近な場所で気軽にスポーツを楽しめる環境づくりの目的を維持しながら研究してまいりたいと考えております。

続きまして、4ページお願いいたします。

2番、就学援助費、新入学学用品費でございます。教育委員会事務点検評価委員会コメントでございます。「支給時期が3月1日に前倒しされたことは、保護者が必要とする時期に適切な支給がなされるため、意義のあることである。継続していただきたい。支給額の妥当性については、国の金額を参考にするとともに、市内における各費目の調達相場を適切に把握し、継続して妥当な支給額を把握していただきたい。」行政運営評価委員会からのコメントでございます。「本事業は経済的に困難な家庭の子どもが不登校にならないためにも重要である。一方で支援内容が不透明であると、制度自体の不公平感にもつながるので、追跡調査や市場調査を通じて、支給方法や支給額の妥当性について改めて確認していただきたい。また、見直しをする際には、小中学校それぞれ分けて援助のやり方を考える必要がある。」教育委員会評価はBとしております。

今後の進め方については、支給額の妥当性について国の金額を参考にし、他自治体における支給状況及び市場相場を適切に把握していく。でございます。

5ページ、3番、地域教育懇談会でございます。教育委員会事務点検評価委員会コメントでございます。「昭和60年から地域の特色を生かし、子どもを中心に地域教育懇談会は行われてきており、今後も子どもたちの心身の健全育成のために取組を継続していくことが必要。」行政運営評価委員会コメントでございます。「地域教育懇談会の今後に向けて、これまでの活動の意味づけを行うことが重要であり、行政の役割として連携・協働のコーディネートにさらに力を入れていく必要がある。会員構成についても再考が必要。事業評価に向けて、子どもたちの心身の健全育成に懇談会がどう影響したかを見えるような成果指標。例えば少年犯罪の増減等を立てて事業を進めたほうがよい。」教育委員会総合評価はBとしております。

今後の進め方でございます。今後も子どもたちの心身の健全育成のため、取組を継続していく。本取組の成果をしっかりと把握し、地域教育懇談会を活性化していくために成果策、指標作成等の方法について研究していく。

続きまして、6ページをお願いいたします。

4番、文化財普及事業でございます。教育委員会事務点検評価委員会コメントでございます。「文化財普及に関する様々な取組について、市内外にかかわらず、工夫して周知を行い、まずは知ってもらうことから始め、継続して理解につなげていくことが必要。」行政運営評価委員会からのコメントでございます。「教育普及の視点から評価することは良く、学びや気づき等、質的な評価を加えてもよい。学校とさらに連携し、全児童生徒に市の文化財を1度は見てもらいたい。普及と理解の進捗度を計るための指標を立てると良く、アンケート調査等はそれ自体周知にもつながるのではないか。文化財協力員を増やすためにも必要人数と役割を明確にし、活動的な年齢層にアプローチすることが必要。」教育委員会総合評価はB評価としております。

今後の進め方でございます。文化財普及に関して市内外にかかわらず、工夫して周知を行う。まずは知ってもらうことから始め、継続して理解につなげていく。学校とのさらなる連携、現在実施しているアンケート調査の活用等、今後も普及と理解の進捗度を把握していくこととする。文化財協力員については、今後も適正な確保を行っていく。

7ページをお願いいたします。

5、食品分析委託でございます。教育委員会事務点検評価委員会コメントでございます。「衛生的な環境下で給食運営を維持していくために現行水準を維持して、委託内容を継続していくことが必要。検査結果を踏まえ、速やかに改善を行っていく体制を常時確保していくことが必要。」行政運営評価委員会のコメントでございます。「学校給食の安全安心について一番心配しているのは保護者であり、食品分析を実施していること、また将来的には分析結果の内容を公表するなどして、もっとPRするとよい。食中毒が発生したことがない点にも積極的に出したほうが市民にも安心し、評価も上がる。努力している姿は市民に見せたほうがよい。」教育委員会総合評価はBとしております。

今後の進め方でございます。衛生的な環境下で学校運営を維持していくため、現行水準を維持して委託内容を継続する。検査結果を踏まえ、速やかに改善を行っていく体制を常時確保していく。検査結果の公表等については、公表の内容や広報等を検討し、学校給食における安全安心の取組等をPRしていく。

続きまして、8ページをお願いいたします。

6、資料の充実整備（英語多読資料の充実）でございます。教育委員会

事務点検評価委員会コメントでございます。「英語多読資料の充実と多様な取組について稲城市の特色ある事業として今後も周知を行い、確実な事業実施を継続し、より多くの市民に対して提供できるとよい。」行政運営評価委員会コメントでございます。「市民参加による図書館づくりが進んでいることは評価できるが、事業への参加者数が増えておらず、周知が課題である。パンフレット等の作成や市内の多様な主体との連携を図り、人を呼び込む仕掛けづくりを検討してほしい。小学校の英語教育開始を踏まえ、多読式の方法を学校にも呼びかけ、団体貸出しを進めるのも考えられる。事業を進める上で市民ニーズの把握は重要であり、それを分かりやすく説明できるよう努めてほしい。」教育委員会総合評価はBでございます。

今後の進め方でございます。「本事業の周知をさらに行っていくために、今後も多様な仕掛け作りを工夫していく。その中で市民ニーズを的確に把握し、市民に多くの本に触れる機会の提供を行っていく。」でございます。

以上、評価コメント及び今後の進め方を踏まえまして、今後の事業運営に活用し、教育行政の効率的、効果的な運営に努めたいというふうに考えております。

また、この後、市議会議員全員に本点検評価報告書を配付するとともに、市ホームページに掲載し、公表していきたいと思っております。

説明は以上でございます。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 個別の事業になるんですが、NO. 3の地域教育懇談会のコメントについて質問させてください。

行政運営評価委員会の評価コメントの中に、行政の役割として地域・協働のコーディネートにさらに力を入れていただきたいということ。

もう一点、会員構成についても検討してほしいというコメントがあります。これについて、今後の進め方の中に、特に事務局としてのコメントがありませんけれど、これについてはどういうふうに考えていますでしょうか。

教育長 指導課長。

指導課長 今後のコーディネートの進め方、また会員構成等につきましては、どういった会員構成に改めていくべきなのか、またコーディネートとして、どの点に力を入れていくべきかということを検討してまいりたいと考えてお

ります。

以上です。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。私が今、ちょっとこれに注目しましたのが、まさに外部の方からの意見として非常に貴重な意見だなと思ったんです。この点検・評価票は、一度教育委員の私たちと事務局の皆さんとの共同作業で作ったわけですが、そのときには見えなかったまさに外部からの視点として、重く受け止めなければいけないのではないかと考えています。市民の教育の主体は、言うまでもなく市民である子どもたちであるわけですから、そこの市民や子どもたちが充実感を持って学習したという、また自分たちもそうですし、また、そういった事業を自分たちが展開したという、まさに、この地域教育懇談会というのは市民と市民で行うものですので、主体は市民であり、そして教育委員会の役割というのは、これが自分たちの事業というよりも、それをどういうふうにサポートして、市民が活躍した実感を持てるか、そこが必要かと思しますので、この視点は忘れちゃいけないかなと思っています。

このことを、また私が本当に特に必要かと思いましたが、最近ある稲城市立小学校の2人のお子さんがある保護者のお母様の方とたまたまお話ししたときに、高学年のお母さんなんで、数年間稲城市立学校にお子さんが在学しているわけですが、地域教育懇談会って何だか知らなかったんです。これが本当に一保護者の視点かなと思いました。

そんなことから、例えばここに会員構成についても、とありますけれど、役割を持った方だけに、閉じた場にしないで、もう少しオープンにするですとか、傍聴のような方も許可するですとか、もっと市民に入っていく工夫というのが必要じゃないかと思っています。その辺りの大切なことを、この評価コメントでいただいたかなと思います。これを全く何も、今後の進め方に返さないのはもったいないというふうな思いもしております。

どうでしょうか、何か一言くらいこの中に、行政としてのサポート策、コーディネート充実させる方策を考えるですとか、または出席者についても今後研究するですとか、実際になるというところまではなくていいと思います。

教 育 長 指導課長。

指導課長 今後の進め方の中に、先ほどご指摘いただいたコーディネートの仕方、会員構成の見直し等の表記を入れた形で再度、内容を精査したいと思いま

す。

以上です。

教育長 ほかによろしいでしょうか。

杉本委員 それでは、全体を通して特に強く思ったこと2点ありますので、ちょっとこれは意見ということで受け止めていただければと思います。

1の学校体育館個人開放事業ですけれど、これも外部の視点からでないとは分らなかったことかなと私自身思っているんですけど、行政運営評価委員会の評価コメントに、本事業が教育総務課に移管されたことで、スポーツの推進だけでなく地域と共にある学校づくりを積極的に位置づけてほしいとあります。これについては、特に、この事業についてのコメントというよりも、広い視点で見たところでのお考えということだと思いますので、特に、これに直接対応するような今後の進め方は要らないと思います。

ただ、この考え方というのは、私たちは、この学校開放事業が以前の体育課から教育総務課に移管される時に、ここまでの視点で議論していなかったんじゃないかなと思っています。気づいていた方いらっしゃるかもしれないんですけど、教育総務課の在り方そのものをいろんな他課の事業を総合的に教育総務課のほうで踏まえながら、地域と共にある学校づくり、それを主軸となって展開させていく、そんなふうな位置づけとしての教育総務課の在り方も必要じゃないかということを見事に指摘いただいたんじゃないかというふうに思っています。

今、これで具体的に、どの事業をどうのこうのではありませんけれど、外部の方から見ていて、教育総務課に移管されたことについて、このように視点で評価してくださっているということはちょっと重く見ていかなければいけないかなと思っていますところでは。

それからもう一点、全体的に見てなんですけれど、ここの教育総務課のところでも成果に対するエビデンスを持ってほしいですとか、それから学務課の事業についても追跡調査や市場調査をしてほしいですとか、指導課についても指標を立ててほしい、また生涯学習課についてはアンケートは意味があるということ。また、ちょっと飛びますが、図書館課の事業についても市民ニーズの把握は重要であると。どの事業についても行政運営・評価委員の方々が科学的根拠、いわゆるエビデンスに基づいた成果の検証が必要だろうと指摘をしています。全体的に教育委員会事業について、その成果を語るときに、いかにこのエビデンスというのを確認しているか、そんなことがここに挙げられた事業でなくても、教育委員会事業考えていかなければいけないということを私は今回、この1から6までの指摘から

は感じたところです。

今後、そんなことも、この教育委員会の中で、もっと皆さんと考えを深め合いながら、そのような事業を目指していくということが必要ではないかなと思っているところです。

意見ということで、よろしくお願いします。

教育長 ほかに。

(なしの声あり)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、第40号議案「令和2年度稲城市教育委員会施策の点検・評価について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教育長 挙手全員であります。よって、第40号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 報告事項です。本日の報告事項は1件です。

報告事項1 「令和元年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果概要について」を指導課長より説明お願いいたします。

指導課長。

指導課長 お手元の資料をご覧ください。

それでは、令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果の概要につきまして、ご報告させていただきます。

本調査につきましては、児童生徒の問題行動等について全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における児童生徒指導上の取組のより一層の充実に資することと共に、本調査を通じて実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応につなげていくことを趣旨といたしまして、文部科学省が実施している調査でございます。調査項目のうち、小中学校を対象としております暴力行為、いじめ、長期欠席の3件につきましてご報告させていただきます。

初めに、資料の1ページ、暴力行為の状況の調査結果につきましてご説明申し上げます。暴力行為につきましては、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物破損の4形態に分けられます。

令和元年度の暴力行為の合計発生件数につきましては、小学校で5件、中学校で11件でございます。市内の発生件数につきましては、平成30年度に比べて小学校は6件減少しており、中学校1件減少いたしました。稲城市と全国の児童生徒1,000人当たりの発生件数を比較いたしますと、小中学校それぞれにつきまして、稲城市の暴力行為の合計発生件数は全国の発生件数よりも少ないという結果でございます。

続きまして、暴力行為の各形態の結果につきましてご説明申し上げます。対教師暴力につきまして、小中学校ともゼロ件でございます。

続きまして、その下(3)生徒間暴力につきましては、小学校は4件、中学校も4件であり、平成30年度の発生件数と比較して小学校は若干の増でありましたが、中学校は4件減っている状況でございます。稲城市と全国の児童生徒1,000人当たりの発生件数を比較いたしますと、生徒間暴力につきましては、稲城市の発生件数は全国の発生件数よりも少ないという結果でございます。

続きまして、裏面の2ページをご覧ください。

(4)対人暴力につきましては、小中学校とも発生件数はゼロでございます。

続きまして、(5)器物破損につきましては、小学校1件、中学校7件でありました。平成30年度と比較いたしますと、小学校は5件減少しておりますが、中学校は3件増えている状況でございます。

また、稲城市と全国の生徒1,000人当たりの発生件数比較いたしますと、稲城市の中学校の発生件数は、全国の発生件数よりも多く、課題が見えるということになります。

暴力行為の発生件数につきまして、全体的には本市の発生件数減少傾向にございます。今後も引き続き道徳教育や人権教育を通して、命の大切さや人権尊重の精神、道徳性の育成、規範意識の醸成を図ることが大切であると考えております。

続きまして、3ページをご覧ください。

いじめの状況の調査結果につきまして、ご説明申し上げます。令和元年度のいじめの認知件数につきましては、小学校が323件、中学校が88件でございます。平成30年度と比較しまして、小中学校とも認知件数は減少いたしました。稲城市と全国の小中学校1校当たりのいじめの認知件数を比較しますと、稲城市の小中学校どちらも全国の認知件数よりも多いという結果でございます。

この2点につきまして、理由としましては、まず小中学校の学校現場において、いじめに関する指導が徹底されてきていることが件数の減少につながったこと。また、いじめの定義についてしっかりと認知し、報告、対応していくという考え方が広まったことにより、全国よりも一定の認知件

数を把握することができていると考えております。

続きまして、いじめの現在の状況につきましては411件、小中学校合わせてですが、そのうち解消しているものが小中学校合わせて176件、解消に向けて取組中のものが小中学校合わせて235件でございます。

なお、いじめに関する行為の解消ということにつきましては、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状況が相当の期間継続していることにより、解消と判断することになっております。この期間につきましては、少なくとも3か月を目安とすると示されておりますことから、発生から3か月たっていない事案につきましては、解消に向けて取組中に含まれることとなります。解消に向けて取組中の事案につきましては、学校の対応により現在、いじめの行為について一定の解消が図られているものがあると報告を受けております。

続きまして、いじめの対応につきましては、稲城市では小中学校共に冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが最も多いという結果でございます。これにつきましては、平成30年度も同様の結果でございました。

また、令和元年度の全国の小中学校の結果も同様に、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが最も多いという結果になっております。

次に、対応の件数として多いものとしまして、稲城市では小中学校共に仲間外れ、集団による無視をされる、その次が軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする順になっております。いじめ問題につきましては、いじめは絶対に許されない行為であり、また、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得るという認識の下、学校いじめ防止基本方針に基づき、日常的な未然防止の取組、組織的な早期発見、早期解決の取組を一層推進することが大切であると認識しております。

いじめ防止の取組といたしましては、本市では平成30年度から11月に稲城市立学校いじめ防止啓発月間を設定いたしまして、全小中学校において、いじめ防止のための取組を重点的に推進しております。いじめ防止啓発月間を活用して、児童生徒のいじめ防止への意識の向上を図るとともに、いじめと疑われる事案については、しっかりと認識するという教員の意識の啓発につきましても、引き続き学校を指導してまいります。

続きまして、裏面の4ページをご覧ください。

長期欠席の状況の調査結果につきましてご説明申し上げます。長期欠席につきましては、令和元年度間に連続、または断続して30日以上欠席した児童生徒の数につきまして調査したものでございます。令和元年度の長期欠席児童生徒数につきましては、小学校が62人、中学校が94人であり、そのうち病気等を除いた不登校児童生徒数につきましては、小学校が44人、

中学校が82人でございます。

平成30年度と比較しまして、小中学校ともに不登校児童生徒数が増加しているという現状でございます。不登校児童生徒数につきましては、本市だけでなく全国的に小中学校ともに増加傾向でございます。

稲城市と全国の在籍児童生徒数における不登校児童生徒数の割合を比較いたしますと、小学校は全国の割合と同程度でございますが、中学校は全国の割合よりも低いという結果でございます。

不登校につきましては、引き続き児童生徒に登校を渋る等の傾向が見えたときには、初期段階から組織的にきめ細やかな支援を行い、長期化を防ぐよう学校を指導してまいります。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談室職員等の活用により、児童生徒及び保護者の相談に対応するとともに、適応指導教室における学習支援や相談対応、学校復帰や進路選択に向けた支援の一層の充実を今後も図ってまいります。

以上、「令和元年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果の概要」の報告とさせていただきます。

教育長 以上で報告事項1、「令和元年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果概要について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

今泉委員。

今泉委員 2ページ目の器物損壊の状況なんですけど、ほかのは大分減少傾向になって、先ほど指導課長のほうからも課題だということだったんですけど、中学生の器物損壊だけで、年度で2、3、4、7というふうに増加しているというところなんです。この辺りの内容とか原因というか、こういったものが見られるのかというのを少し教えていただければと思います。

教育長 指導課長。

指導課長 中学校の器物破損に関しましては、中学校3年生が令和元年度は多く発生しておりました。これも一部の学校のほうで少し件数が多かったということも、実際見受けられたというところで、該当する学校では生徒指導を一層強化して、指導体制を取っているというふうに報告を受けております。以上です。

教育長 今泉委員。

今泉委員　　すみません、7件のうちの一部の学校ということで、7件中どのぐらいが、その一部の学校に偏って発生しているのか。

もう一つは、これ中学3年生ということで卒業間際に出ているのか、それとも普通に通年を通して出ているものなのか、重たい器物損壊なのかどうなのか、器物損壊のレベル感というのが、バンとロッカーをたたいたのを器物損壊、ガラスまで割っているのを器物損壊なのか、その辺りのレベル感というのを教えていただければと思います。

教育長　　指導課長。

指導課長　　まず、一部の学校というお話をさせていただきましたが、その学校では5件出ております。

今泉委員　　7件中5件が一部の学校ということですか。

指導課長　　はい。

内容としましては、大きな破損ということではない、例えば扉をけて扉がへこんだとか、そういったものも含まれますし、勢いで扉を外してしまったり壊してしまうというような関係もあったという報告を受けております。

時期に関しては、現段階では、どの時期に多かったかというところまでは申し訳ありません、把握してない状況でございます。

以上です。

教育長　　今泉委員。

今泉委員　　どうしても中学校だけが増えちゃっているというのは非常に目立つところなので、あえて質問させていただきました。7件中の5件が一部の学校ということで、残りの2件が軽いというか、器物損壊であれば、まだ対応はしやすいのかと思うんですけども、もし一部の学校の5件が相当重たいということであれば、指導課のほうも大変だとは思いますが、うまくフォローしてあげていただきたいなというふうに思います。

以上です。

教育長　　ほかに。
吉田委員。

吉田委員　　2のいじめの状況についてなんですけども、認知件数が昨年並みという

ことで、いじめというのは早期に発見するというのが大事だと思うんですが、その発見の仕方なんですけども、一つは教師が発見するパターン、もう一つは生徒から、こういうことを受けたというパターン、もう一つは保護者から訴えがあるパターンと、あともう一つ、たしかアンケートを取っていたと思うんですが、そのアンケートというのも非常にいじめを早期に発見するという意味では有効な手段なんだろうと思いますが、アンケートというのは年に何回ぐらい取っているのかというのを教えていただきたいです。

教育長 指導課長。

指導課長 アンケートにつきましては年に2回実施しておりますが、これはあくまでも最低ラインというふうにお考えいただければと思います。学校によっては学期ごと取っていたりということで、最低2回以上取っているという状況でございます。

また、発見の経緯につきましては、一番多いのが、やはり小中学校共にアンケート調査で学校が把握したということで、いじめの発見につながっている状況でございます。

以上です。

教育長 吉田委員。

吉田委員 ありがとうございます。アンケートがいじめを認知する上で有効性があるということなので、年2回が妥当なのか、それとも、もうちょっと2か月に1回なのか3か月に1回なのかというのは、また、その辺を検討していただけたらなと思います。

意見です。

教育長 ほかに。
杉本委員。

杉本委員 それでは4ページ目の長期欠席者の状況について、ご質問します。

これは令和元年度の調査なわけですが、その後ということで、不登校状態、長期欠席状態が、解消された児童生徒が、どのぐらいいるか分かったら教えてください。

教育長 指導課長。

指導課長 令和元年度の不登校状況の解消ということでございますが、令和2年の詳細というところまでは、まだ行ってないところがありまして、ここからの具体的な解消件数につきましては、今手元にはございません。
以上です。

教育長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。ありがとうございます。不登校状態も子どもの状況によって改善されたり、また深刻になったりという動きのあるものかと思いますので、学校に状況の動きというのは確認をしていただくように、今後お願いしたいと思えます。

それからもう一点、関連してなんですけれど、学校からの情報で、分散登校の期間というのは、不登校の児童生徒は登校できていたかどうかなんて分かりますか。

教育長 指導課長。

指導課長 コロナの影響を受けての臨時休業明けの分散登校、それから今現在もそうですけれども、実は昨年度不登校だった、または不登校傾向だった児童生徒のうち、登校できるようになっている児童生徒数も一定数あるというふうに報告を受けております。

ただ、具体的な数を今日、この場でお伝えできませんが、ちょうどみんなが学校を休んで、みんなで再開、スタートというところで一度リセットができて、学校に足が向くようになって、そのまま継続して登校できるというような、功を奏した案件も出ている現状でございます。

以上です。

教育長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。分散登校というのは登校の時間も、児童生徒によってはふだんよりも、通常よりもゆっくりだったり、また教室の中も人があまり密集していなかったり、そして授業時間も少なかったりなど、不登校児童生徒にとって来やすい環境というのがつくれていたかもしれない、その結果かなというふうにも思えます。そんなところも各学校で一つのヒントにして、不登校児童生徒をできるだけつくりたい学校づくりというのを指導していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

意見ということで。

教育長 ほかに。
暫時休憩。

(暫時休憩)

教育長 指導課長。

指導課長 先ほどの発言の中で誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。
アンケートの年間の実施回数でございますが、今年度はコロナの影響を受けまして年2回というふうになっておりますが、通常は年3回の実施となっております。申し訳ございませんでした。
以上です。

教育長 ほかに。

(なしの声あり)

教育長 ほかに質疑がないようですので、以上で、質疑を終結いたします。
以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午後 5 時53分閉会)